

福島県警察本部告示第 28 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和 7 年 4 月 16 日

福島県警察本部長  
警視監 森末 治



- 1 聴聞の期日  
令和 7 年 5 月 15 日 午前 9 時 30 分開始
- 2 聴聞の場所  
福島市町庭坂字太原1番地の1  
福島県警察福島運転免許センター
- 3 不利益処分の名あて人となるべき者